

京都市訓令甲第 5 号
序 中 一 般

京都市局長等専決規程の一部を次のように改正する。

平成31年1月15日

京都市長 門 川 大 作

別表第2 保険年金課長の項第1号中「限る。）」の右に「及び高額療養費（区長に権限が委任されたものを除く。）」を加え、同項に次の1号を加える。

- (3) 国民健康保険料及び後期高齢者医療保険料に係る徴収金の過誤納金の還付及びこれに伴う支出決定に関すること。

附 則

この訓令中別表第2 保険年金課長の項に1号を加える改正規定は公布の日から、その他の改正規定は平成31年3月1日から施行する。

(行財政局人事部人事課)